

名取市不妊検査・不妊治療費助成事業のご案内

不妊を心配するご夫婦や子どもを望むご夫婦が不妊検査や不妊治療を受けた場合に要した費用の一部を助成します。

赤ちゃんは必ずしも希望する時期に授かれるとは限りません。早い時期からご夫婦で妊娠や出産について話し合い、心配な場合には早めに医療機関を受診しませんか。



	不妊検査費用助成	不妊治療費用助成
助成対象者	<p>下記の①～⑤<u>全て</u>に該当する方。</p> <p>① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦</p> <p>② 検査開始日(※)の妻の年齢が43歳未満</p> <p>③ 夫婦ともに検査を受けている</p> <p>④ 申請日時点で名取市内に住所を有する(夫婦のどちらかでも可)</p> <p>⑤ 令和6年4月1日以降に検査を受けている</p> <p><u>※検査開始日…夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。以下同じ。</u></p>	<p>下記の①～④<u>全て</u>に該当する方。</p> <p>① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦</p> <p>② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満</p> <p>※保険診療に準じるもの</p> <p>③ 申請日時点で名取市内に住所を有する(夫婦のどちらかでも可)</p> <p>④ 令和6年4月1日以降に治療を受けている</p>
成対象となる検査・治療	<p><u>医師が必要と認める不妊検査</u>で、検査の開始日から原則1年以内に受けたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 検査開始日から原則1年以内に受けたものが対象です。 ✓ 夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象です。 	<p>先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関において、<u>保険診療と組み合わせて実施された先進医療</u></p>
助成額	<u>夫婦1組につき上限5万円</u>	<u>1回あたり上限7万円</u> ※「1回」とは、採卵から移植までを「1回」とカウントします。
助成回数	夫婦1組につき1回限り ※不妊検査費の助成を受けたことがある方は対象外です。	初回治療開始時の妻の年齢が 40歳未満⇒6回 40歳以上⇒3回 ※保険診療に準じるもの
申請期限	検査開始日から1年を経過した日又は検査終了日から1年以内	治療終了日から1年以内

申請先

名取市保健センター 母子保健係

☎022-382-2456



申請書類

不妊検査費

受診状況	申請書類
夫婦が <u>同じ</u> 医療機関を受診した場合	① 名取市不妊検査費助成事業申請書(様式第1号) ② 夫婦の受診等証明書(様式第2号) ③ 同意書 ④ 事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合)
夫婦が <u>別々の</u> 医療機関を受診した場合	① 名取市不妊検査費助成事業申請書(様式第1号) ② 妻の受診等証明書(様式第2号) ③ 夫が不妊検査を受けたときの領収書及び明細書(原本) ④ 同意書 ⑤ 事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合)

< 注意点 >

- ・各種申請書類は、名取市ホームページからダウンロードできます。
- ・夫婦が別々の医療機関を受診した場合に添付する領収書及び明細書は、原本になります。提出していただいた領収書の原本は、コピーを取った後、お返しいたします。

不妊治療費

申請書類
① 名取市不妊治療費助成事業申請書(様式第1号) ② 不妊治療費助成事業に係る受診等証明書(様式第2号) ③ 同意書 ④ 事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合)

< 注意点 >

- ・各種申請書類は、名取市ホームページからダウンロードできます。

不妊・不育専門相談センターのご案内

宮城県では、「不妊・不育専門相談センター」を設置して、不妊や不育症に悩む方の相談を行っています。

- 毎週水曜日:午前9時～午前10時、毎週木曜日午後3時～午後5時まで

※いずれも年末年始、祝祭日等を除く

- (1) 電話相談:専門の相談員(認定看護師等)が相談を受けます。☎ 022-728-5225
- (2) 面接相談:電話相談の上、面接相談を予約することができます。(場所:東北大学病院)

※電話相談・面接相談とも1回の相談時間は30分程度です。

(お問い合わせ先)

名取市保健センター 母子保健係 ☎022-384-2456



宮城県は不妊検査・不妊治療を 実施する方を応援しています

不妊検査費助成事業 最大3万円の助成

- 助成対象となる検査
医師が必要と認める不妊検査で、検査の開始日から原則1年以内に受けたもの
- 助成要件(下記の①～④全てに該当する方)
 - ① 申請日時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
 - ② 検査開始日の妻の年齢が43歳未満
 - ③ 夫婦ともに検査を受けていること
 - ④ 申請日時点で県内に住所を有すること(夫婦のどちらかでも可)
- 助成上限回数:夫婦1組につき1回に限る

不妊治療費助成事業 最大5万円の助成

- 助成対象となる治療
先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関において、保険診療と組み合わせて実施された先進医療
- 助成要件(下記の①～③全てに該当する方)
 - ① 申請日時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
 - ② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ※保険診療に準じるもの
 - ③ 申請日時点で県内に住所を有すること(夫婦のどちらかでも可)
- 助成上限回数:保険診療の回数に準じる
(R6.5.16 現在)
 - ・初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満⇒6回
 - ・初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上⇒3回

申請窓口はお住まいの市町村です。
助成対象の確認や手続き方法などについては
お住まいの市町村にお問合せください。

※各市町村での事業開始は令和6年夏頃を予定

不妊検査費助成・不妊治療費助成 市町村窓口一覧

市町村名	担当課	電話番号
仙台市	こども家庭保健課	022-214-8189
石巻市	健康推進課	0225-95-1111 (内線2421)
塩釜市	子ども未来課	022-354-1225
気仙沼市	健康増進課	0226-21-1212
白石市	健康推進課	0224-22-1362
名取市	保健センター	022-382-2456
角田市	子育て支援課	0224-63-0134
多賀城市	健康長寿課	022-368-1141 (内線614~616)
岩沼市	健康増進課	0223-23-0794
登米市	健康推進課	0220-58-2116
栗原市	子育て支援課	0228-22-2360
東松島市	健康推進課	0225-82-1111
大崎市	健康推進課	0229-23-2215
富谷市	子育て支援課子育て支援センター	022-343-5528
蔵王町	子育て支援課	0224-33-2122
七ヶ宿町	健康福祉課	0224-37-2331
大河原町	子ども家庭課	0224-53-2251
村田町	健康福祉課	0224-83-2312
柴田町	健康推進課	0224-55-2160
川崎町	保健福祉課	0224-84-6009 (内線2108)
丸森町	保健福祉課	0224-51-9903
亘理町	健康推進課	0223-34-0524
山元町	保健福祉課	0223-37-1113
松島町	健康長寿課	022-355-0703
七ヶ浜町	子ども未来課	022-357-7454
利府町	健康推進課	022-356-6711
大和町	健康推進課	022-345-4857
大郷町	町民課こども健康室	022-359-3030
大衡村	健康福祉課	022-345-0253
色麻町	保健福祉課	0229-66-1700
加美町	保健福祉課	0229-63-7871
涌谷町	健康課	0229-25-7973
美里町	健康福祉課	0229-32-2945
女川町	健康福祉課	0225-54-3131
南三陸町	保健福祉課	0226-46-5113